

平成30年第7回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成30年12月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年12月14日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	平成30年12月14日	11時44分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	待永るい子	出	7番	平古場公子	出
	2番	竹下泰信	出	8番	川下武則	出
	3番	欠員		9番	久保繁幸	出
	4番	坂口久信	出	10番	末次利男	出
	5番	江口孝二	出	11番	下平力人	出
	6番	所賀廣	出			
会議録署名議員	6番	所賀廣	7番	平古場公子	8番	川下武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		中村誠			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	環境水道課長	田崎一朗		
	教育長	松尾雅晴	農林水産課長	永石弘之伸		
	総務課長	田中久秋	税務課長	藤木修		
	財政課長	西村正史	建設課長	浦川豊喜		
	企画商工課長	津岡徳康	会計管理者	峰下徹		
	町民福祉課長	田中照海	学校教育課長	安西勉		
	健康増進課長	大岡利昭	社会教育課長	小竹善光		
	太良病院事務長	井田光寛				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年12月14日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第49号 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第50号 太良町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第51号 平成30年度太良町自然休養村管理センター耐震補強等工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 議案第52号 平成30年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第53号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第54号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第55号 平成30年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議会運営委員の欠員補充の選任について
- 追加日程第2 議案一括上程
町長提案 議案第56号～議案第57号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第3 議案第56号 監査委員の選任について
- 追加日程第4 議案第57号 教育委員会委員の任命について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第1．議案第49号 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

お尋ねしたいと思います。

この太良町特産品等展示販売飲食施設の件ですが、説明のとおり入会金2万円と年会費2,000円、この2つを削除するとありますが、この辺をわかりやすくなぜ削除するのか具体的な説明をお願いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

条例の中で使用料ということで規定がなされており、その使用料は別表のとおりとしますというふうに書いてありますけども、その使用料の別表の中で使用料ではない入会金や年会費また販売手数料という言葉が入っていることで非常に誤解を招いている部分があるというところがありました。たらふく館のほうからもここはきちんと整理していただけないでしょうかというようなことで要望がありましたので、そういうふうに条例の規定どおりのほうで使用料のみの設定とさせていただくということで条例の改正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

改正後の案でこれも削除されておりますが、「販売手数料」という文字ですね、これだけが削除されております。これは、町内出品者と町外出品者それぞれ売上額に15%あるいは20%を乗じて得た額というふうになりますが、これも町が決めるわけじゃなくてたらふく館で設定されるもんかなと自分が解釈したわけですが、ここはじゃあ削除する必要はないということですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

確かに町内出品者や町外出品者のこのパーセンテージというのは、この範囲内でたらふく館が設定されてもよいんですけども、もともとは直営で実施することを前提に制度設計がなされていた関係でこの文言はそのまま残ってる。この部分は出品者が使用料としてお支払いいただくものということで、たらふく館が継続してこのパーセンテージを持っておられるというふうなことでございます。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

その下のこの漁師の館ですね。これ海産物販売及び食堂施設は月額11万円、バーベキュー施設は月額8万7,000円というふうにあります。これは漁師の館さんが町内の方あるいは町外の方にいいですよ、出品して、商売していいですよという形かなと思います。今までにこういった例が何件ぐらいあるのか。今年度でもいいし、直近あるいは前年度でも結構ですので、どれくらい出品された方がいらっしゃいますか、出店か。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

実際には、指定管理者が指定管理者以外にこの施設を貸したというような事例はございません。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

今回、入会金と年会費が2万円と2,000円が削除されたということですがけれども、これについては別のたらふく館の規定で定めるということになるんですかね。それとも、全部もう入会金、年会費は要らないですよということになるのかというのが1点ですね。

もう一点につきましては、この改正後の売上額の15%を乗じた額、20%を乗じた額というのがありますがけれども、これについては現行では販売手数料ということになってます。これが不適切というふうなことになるれば、この施設の使用料として明記すべきではないかというように感じますがけれども、その2点をお願いします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

入会金、年会費というのは、その施設の運営をされる運営主体の方がその事業を実施するに当たって必要な経費として徴収するものであるというふうに認識をしておりますので、今現在はNPO法人たらふく館がその運営主体でございますので、たらふく館の定款に基づいて徴収をされればよろしいものであって、条例にそれを表記する必要はないというふうに認識をしてるところでございます。

それと、2点目のことにつきましては、販売手数料を使用料と表示すべきではないかという御指摘ではございますけれども、条例の中で使用料として別表ということで指定をさせていただいておりますので、この表の中に書いてるものは全て使用料であるというふうに御認識いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

漁師の館の件の海産物及び食堂施設、バーベキュー施設の件で、月額11万円と8万7,000円の使用料というか、この施設の使用料か何かわからんのですが、これのまずは説明はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

積算の根拠ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

これは、太良町行政財産使用料条例によって計算される、公共施設や公共用地を使用する

ときにどれぐらいの金額をもってその施設や土地を貸したらいいのかというのを規定してある規定があります。それに基づいて計算をしたものでございます。

すごく複雑な計算にはなるんですけれども、建物の時価や面積、それにさまざまな路線価格などに基づいて計算をしたものであります。

ちなみに海産物及び食堂施設の11万円でございますけれども、これは海産物コーナーが78万6,720円、食堂が49万2,840円、テナントコーナーが4万5,000円で、合わせてそれを12カ月で割ると、先ほど申し上げたのは年間の金額でございます、それを全部足して12で割ったのが月額ということでここに計算をしております。バーベキュー施設につきましては、また別にカキ小屋ということで同じような計算をいたしまして、8万7,000円という数字が出ているということでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

そしたら、月額11万円が12カ月、8万7,000円が12カ月、これを単純計算しますと236万4,000円ということになりますよね。これがどこの項目でこういう収入といたしますか、そういうのがこの予算書の中で上がってるのか、上げてあるのかということをお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この金額につきましては、町の収入の項目には上がっておりません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

それがなぜなのか。漁師の館は指定管理者の一環ですよ。それで指定管理者、今、私、自分自身で考えたんですが、これは多分漁師の館さんがほかの人に貸されたときの値段だというふうに考えたんですが、指定管理をしている業者がほかの業者に貸与していいのか、その辺までお伺いをいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

あくまでも指定管理者というのは、その施設の管理運営を行うことをお願いしているところでございますので、それを実際に自分が運営をする、または誰かに貸して、それを運営をしてもらう、どちらのほうも可能であるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

説明はよくわかりましたけれども、これは当然指定管理契約をされて、NPO法人たらふく館とされておるということで。その契約にそういう条項が明記されているのかどうか、1

点お尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

必要な契約につきましては、基本協定と年度協定書の二重で契約をしているところでございますけれども、その中で個別具体的なことにつきましては、それぞれのところでは特に規定はしていないということでございます。この条例に基づいてやっていただいているというところでございます。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

このたらふく館にしても漁師の館にしても、過去を振り返りますとさまざまなことがあって現在に至っているわけですが、最終的には漁師の館については町に寄附をして、それで指定管理にすると、一体的にするということで現在進行中だというふうに思っております。そういったところで、そりゃもう当然ながら運営上さまざまな問題も発生するという事は、これは常であるわけですが、できれば太良町の特産品物品販売所ですから、基本は。太良町の農家、あるいは商品をつくられる方の所得につながるような施設であってほしいと私たちは思うわけです。極力そういうふうになるように担当課としても、例えば決算なり何なりには目を通しながら、そういったその方向を注視していただきたいなというふうにお願いをいたします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第49号 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第50号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第50号 太良町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

町立太良病院の職員定数のことについてお尋ねをいたします。

現在は職員の数は多分67名とお伺いをしておりますけれども、これを90名に改正するその90名という根拠ですね、どうして90名なのかという根拠と、それからふえた分の財源についてお伺いをしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、70名から90名にしている根拠ですけど、現状は67名の正規の職員数がいます。今後の医療ニーズ、提案理由にも書いてましたように医療ニーズ、具体的に言えば理学療法、そういった分野をまず広げていく必要があるというところです。

それともう一つ、大きなところで働き方改革関連法案に関して、その中で同一労働同一賃金、そういったことがうたわれてます。当院の職員でも正規の職員と同じような業務をやってる方が数名いらっしゃる。そういった方をすぐ正職員というわけではないんですが、そういった方を少しずつ正規にしていかなければいけないと考えています。そういったところで、すぐ90名にするわけではありません。まずは新規でリハビリのほうを数名ふやすというところと、そういったところに数名対応していく。もう一つ、今嘱託の雇用である先生方2名ですね、そういった先生方も新規で交代するときには必ず正規の職員でしか採用はできませんので、そういったところも考えて、行く行く90名近くになってくる可能性があるというところで提案させていただいています。

財源としましては、通常の技術職の一般職員が1名採用するごとに、大体若い人でも500万円程度は上がっていきます。70から90名にするから20掛けるの500万円ではなくて、まず来年度は七十三、四名ぐらいになるかなというところで予算化も考えていきたいと考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

そしたら、具体的に先ほどは理学療法士ということをおっしゃいましたけれども、理学療法士だけですかね、職種、大体目標は。あと、医療介護ニーズということで訪問介護とかその辺のこともふえてくるかと思っておりますけれども、具体的にその辺のことはどう考えてありますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

介護という言葉を使いましたが、先ほどの理学療法士が大きく関係しておりまして、在宅の訪問リハビリですね、そういったところが非常に今ふえています。2年前ぐらいから在宅リハビリも始めまして、毎年ふえ始めて、今は月に70名近く在宅のリハビリに行ってるような状況です。そういったところで、そういったニーズをまだまだ掘り起こせると思ってます。

それと、病院内でもなかなか入院患者様に対して1日1単位から2単位、1単位っていいましたら20分間です、2単位で40分間。そういう状況じゃなくて、もう1時間ぐらい、3単位1人でやれるような環境をつくって、しっかりしたリハビリを病院内で行い、在宅にスムーズに帰っていただく、そういった質の高いリハビリを提供していくためにそういったリハビリがふえていくというところです。

もう一つ、先ほどは言いませんでしたが社会福祉士ですね。今うちのスタッフで伊藤と前田がおりますけど、1人は産休中です。そういったところ社会福祉士、今後の社会資源の説明であるとか、病院内での診療報酬改定にそういった人材の配置が義務づけられてるところもありますので、そこは診療報酬に対応していくためということで、そこも増員をしたいと考えています。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

今回出された職員定数を70名から90名にふやすということですがけれども、この70名から90名にふやす20名の増加ということで、70名から比較したら大幅な増加というふうに思ってます。90名にふやすめどがいつぐらいまでを想定して90名にされてるのかというのが1点と、つかみというか、そういうことじゃなくて、定数というのはきちっと将来を見据えて、二、三年後ぐらいを見据えてふやしていく、10人ふやすならふやすという、そういう計画を立てて、定数については確定すべきではないかと、こういう職員定数も変更すべきではないかというふうに思ってますけれども、もう少し慎重に検討されてふやすべきではないかと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

慎重に毎年毎年条例改正をしていくというのが一番ベストなのかもしれませんが、今後2040年ぐらいまでの人口の推移、そういったところを考えたときに、現在75歳以上の人口が今のところ2015年の国勢調査のデータからいまして1,890名ぐらいいらっしゃるんですね。医療ニーズが高いというところで75歳と病院としては考えております。その人数が15年後の2040年、そのときにもほぼ同じ1,800人ぐらいいらっしゃるんです。そういったところを考えたときに、15年間、今の状況ではもう少し介護ニーズが高い人がふえてくるんじゃないかと、15年間ぐらいを見た中で人をふやしていく必要があるんじゃないかというところで考

えて、急に大幅な増加にはなってますけど、そこまで考えた上の90名までということにしております。

それと、まだ確定じゃないんですけど、非常勤の同一労働同一賃金ですね。ここが本当に微妙なところがありまして、同一の労働で同一賃金、全部正社員にするかといったらそうではないんですけど、いろんな条件がありますので。そこら辺が微妙なところがありまして、そのあたりをちょっとでも多くしたら80名超えてくる可能性もあり得るところがありますので、今回思い切って最初からふやさせていただいてるところです。

○2番（竹下泰信君）

高齢化社会になって、ここに書いてありますように医療介護ニーズというのは当然高くなっていくかなというふうに思ってます。そういうことはもう前提にあるわけですが、考えるスパンというんですかね、計画を立てるスパンというのはある程度5年なら5年、5年刻みぐらいのスパンで考えていって、じゃあ5年後の職員の定数をどうするかと、そういうような計画の組み立て方というのが必要ではないかというふうに思ってますけれども、その辺いかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

おっしゃるとおりだと思います。そういう方向性で長期の経営計画等は立てているような感じです。今回は、先ほども言いましたように、労働基準法関係、労働関係の法律等の改正が大きく影響しそうというところで大いに定数を増加しているところになります。

○2番（竹下泰信君）

そしたら、具体的に90名が大体どれくらい、10年後ぐらいには90名を想定してますよとか、そういう具体的な計画というのはあるわけですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

最終的に90名になるっていうわけではない、そこまではいく必要はないと思います。でも、80は確実に超えてくるだろうと。そこはもう先ほども言いました医療ニーズのところですね、リハビリとか社会福祉士であるとか。そういったところがありますので、80は確実に超えるんで、80という条例の提案、区切りがいいところで、80以上は確実に来るだろうというところはもう5年から10年以内には確実に、5年後ぐらいにはあるかなと、そう考えてはいるところです。

○2番（竹下泰信君）

70名から90名にふやされるわけですが、その職員給与の対応についてはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

もちろんふやした分の収入というのは上がるような仕組みを考えていく必要はあると思っています。あると思っていますというより上がるはずです。リハビリ1回外部に行ったら、もちろんそれだけの収入は上がってくる。収入に支出が上回るような部門、実際不採算部門とよく言うところ、そういったところも今後の介護ニーズの上昇に伴って、町立病院として担っていく必要もある部分も若干あるかもしれませんが、収入としては確実に人をふやした分ふえていくような考えで計画は立てています。

ちなみに、2018年の職員数が85名、正職員が43名、臨時職員、嘱託職員合わせて42名の85名なんですね。今現在、30年12月で全体で125名、正職員67の臨時、嘱託で58名となっています。18年の医業とか介護、本業の収入、それから29年末の収入は3億6,000万円ぐらい、本業でそれだけ収益を上げてます。だから、そういったところで見ていただければと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回、太良病院の定数条例の改正ということで、提案理由をそれぞれ医療ニーズあるいは働き方改革、診療報酬基準、こういった理由で定数条例が提案されておりますが、太良病院は基本的に企業会計法の全部適用ということで今現在経営をされていると思います。そういった中で、これから先言われることは非常に人材確保というのが大変だろうという時代に、恐らくもうそこまで来ているというふうに思っております。そういった中で、ただその企業会計法の全部適用ということになれば、どうしても入りと出を均衡化するそれ以上のものを目指していくということが経営上求められる経営体であります。

そういった中で、今回の決算を見ておきますと、太良病院も4つの事業はされておりますね。本体事業、医業と訪問看護それから居宅、通所リハ、こういった事業をされておりますけれども、この損益計算書を見ておきますと人件費率、これは本体の医業は60.1%、訪問看護は93%、居宅は90.8%、通所リハは84%と非常に人件費率が高いと思います。恐らくこの状況では一般の事業体というのは成り立たない状況にあるんじゃないかと私は推測をするわけですが、そういった中でもどうしても医療ニーズに対応する、そして太良病院は特に地域医療の中核を担うという使命もありますので、先ほど事務長も言われたように不採算部門を担わないといけないということもあります。そういった厳しい中でも企業会計にのっとった経営が求められるということで、それはもう当然事務長としては第一に考えておられてるというふうに思いますけれども、そういった人材確保と当然待遇をよくしなければ人材は集まらないという側面もあるというふうに思いますけれども、そういうことからその辺をどのように確保に向けて経営と確保と収益とそういったところを見通しをつけないと、むやみや

たらにサービスを向上しますよといっても収益につながらないサービスもあるわけですよね。その辺の3つの関係をどのように将来像として描かれているのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、収益と人の確保、本当にバランスを取りながら、ここはもうしっかりバランスをとりながらやっていくというのが使命だと思っております。

そもそも病院業って大きな収益を上げるような業態ではないと考えてます。それでも赤字を出しては経営がうまくいかない、そういうふうになってますんで、バランスをとりながら人材の確保に努めていくと。人材の確保も本当に生産人口はどんどん減ってますので、やはりそういったところで太良病院の病院としての質、働きやすさ、働きがいがある職場、そういったところを全面に押し出しながら、人材確保には努めていきたいと思っております。

給与に関しては近隣の状況をきちっと見ながら、それと同等、低くならないようにというのは常日ごろ近隣の状況を確認しながら今現在もやってるところです。多からず少なからずできちっとした収入を上げていく、そういった考えでやってるところです。そういった方向でやっていきたいと考えております。

○10番（末次利男君）

まさにその辺のバランスが経営の一つの大きな生命線になってくるだろうというふうに考えております。

そこで、太良病院は入院施設もあって、中核施設ということの位置づけがされておりますけれども、何名かのそういった施設があります。介護についてもいろんな施設がある。

そこで、先ほど言われたように、給与、待遇をよくすればそれは人は集まるということも一つの大きなあれかもしれませんけれども、町立病院ということから余りにも民業を圧迫するような状況をやってはいけないということが前提にあるというふうに思いますが、そういうことで全体がもう人材が足りないわけですから、そこで太良病院がひとり占めしたということになればそういうこともいがかかなという感じがします。

そういった中で、今回、毎年ですけれども、鹿島藤津地区の専修学校からの補助依頼というのが毎年出ますけれども、今1年生で2人、2年生で3人が在籍されてるというふうに聞いておりますけれども、そこから太良病院に就職をされたということはないんですか。わかれば教えてください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今手元に正確な数字は持ってませんが、うちの職員で鹿島看護学校卒業生はもちろんいます。今現在、看護学校の1年生と2年生、まだ学校に行きながらうちの病院の介護職として学校に行かない日に勤務をしてる生徒が2名います。そういった人材が行く行く病院の職員

になってくれればと思いながら、そういった一つの採用のルートなんですね、これも。看護学校へ営業に行きまして、いろんなスタッフを紹介してくださいってずっと回るんですけど、そういった中の一つとして鹿島看護学校も学生のときからもう介護職として来ていただくと、そういったやり方で人材確保には努めてるところです。

○10番（末次利男君）

今いろいろ派遣労働法とか国会でも議論をされております。恐らくこの医療、介護のみならず現場労働者というのは相当厳しい状況になってくるというふうに考えます。そういった中で、どこの病院も施設も奨学金を出してでも人材を確保しようという動き、それともう一つは外国人あたりにも何とかしようということもされてるように思いますよ。そういった中で、今後病院だけの問題ではなくして、太良町の人材、そういった技術職の人材確保をどうするのかというのは非常に大きな問題でもありますし、絶対出てくるような課題でもあります。そういった中で、特にベッドはあいてもスタッフがいないという状況にならないように、そういったことを十分念頭に入れながら人材確保に努めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第50号 太良町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第51号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第51号 平成30年度太良町自然休養村管理センター耐震補強等工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

自動火災報知機の一部が故障しており、使用できないことが判明とありますけれども、この自動火災報知機設備というものの定期点検はどうなってるのでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

通常の保守点検のことだと思えますけど、毎年2回、5月と11月に行われているとのこと。ことしも5月に行われたとのこと。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

では、そのときは異常はなかったということで、今回見つかったということなんでしょうか。

それと、大体、自動火災報知機を何個設置してあって、そのうち何個が壊れてるとか、具体的な数はわかりますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

5月の保守点検の際には異常はないということで報告を受けておりまして、その後、業者が火災報知機の機器を工事に伴って一部仮に取り外したりするわけですよ。そういう場合は事前にそれが正常に動いているか確認はされますけど、そのときに故障が判明したということでございます。

機器が全部で3基ついております。それで3基とも全部交換したところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（久保繁幸君）

ここでアスベスト使用の疑いがあるという部分を書いてございますが、当初設計委託をされるときにこのアスベストの使用部分がわからなかったのか、この自然休養村は建設から何年たってるのか、まずはお伺いいたします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

まず、建設の年度ですけど、完成したのが昭和54年3月完成で、今40年たっております。

それで、アスベストにつきましては、以前平成17年に国から建築物の調査をするよう通達があつておりまして、平成20年に自然休養村自体は点検をしております。ですが、その後、またアスベストについて追加項目がありまして、そういう含まれているものとかを解体とかする場合は、また再度点検をしなければなりません。今回は天井を剥いだりしたときにそう

いうものが発見されましたので、今回追加でアスベストの分析調査を行っております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

当初の設計図はあるんですね。その設計図の中にそのアスベスト使用等々の図は書いてなかったのか。私どもも会社の設計図はちゃんと持っておりますが。それで、当初の委託される時にどうしてわからなかったのか。これも今言うのも何ですが、この競争入札のときにも相当近い入札金額だったと思うんですが、どうもその辺が納得できない。ここがまた279万120円という細々な単価も出ておりますし、その辺はどうだったのかお伺いいたします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

変更増額の最後の120円という額ですけど、これについてはうちのほうの設計では万円どめで出てくるんですけど、入札減率とかを最後に掛けますので、その分でこういう端数は出てまいります。

それで、アスベストについてですけど、先ほど言いましたように平成20年に調査をして、そのときは見えるところといいますか、そういうところを主にしておったんですけど、実際今回は天井を剥いだりとかしております、当時の竣工図とかも見てもわからないところも結構ありますので、そういうところでまた現地を確認して、そういう疑いがあるということで今回追加で調査を計上したところでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

それで、279万円の単価が出ておりますが、現在解体するところの平米数がどれくらいだったのか。それと、平米単価、これが幾らだったのか、わかれば教えていただきたいと思いますが。

わからなければもう後でいいですよ。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

申しわけありません、平米数とか単価については今すぐには回答できませんので、後で回答します。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（江口孝二君）

先ほどの待永議員の火災報知機で聞かれたことについてお尋ねしますが、5月に点検をされた、3基取りかえましたという回答でありましたけど、3基全てが悪かったのか、それ

と誰が点検されたのか。点検記録簿等はあると思いますけど、そこら辺はこの施設に限らずほかの施設も該当すると思いますけど、そういう点検簿は実際確認はされておられるんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

3基取りかえておりますけど、正直全部壊れているのかははっきり私も確認はしていませんが、この機器自体がもう40年前の商品でございます。建設当時からある商品でございます。もう今修理がきかないと、1個でも壊れたらそれはもう別のものにかえなければならぬと。そうした場合に火災報知機とかと連動して操作するようになっておりますけど、そういうところの連動ができないということで、もうかえるなら全部3つかえなければならぬということで3つ交換しております。

点検については、社会教育課長のほうにお願いします。

以上でございます。

○社会教育課長（小竹善光君）

お答えします。

消防用の点検ですけども、5月と11月で行っております。業者名でよろしいですか。（「点検記録簿があればよかです」と呼ぶ者あり）

点検記録簿もあります。手書きになってますけども、それに書くようになっております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

それであるならば、連動して全部取りかえにやいかんということであれば、この補正額の先ほど言われた279万円ですかね、この中にその分は入っておるとは思いますけど、火災報知機の取りかえは幾らだったんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

火災報知機関係で全部で110万円増額になっております。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

この公共施設にはほかにもたくさんついていると思いますけど、先ほど40年たったからもう古いからということであれば、この際そういうことがあれば、もう再度点検、確認をされて、各施設異常がないか、そこら辺の確認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

議員御指摘の件につきましては、各課のほうにそういった旨通知をして、点検をする方向で指導をしたいと思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

今回の請負契約の変更で解釈について質問をいたします。

アスベスト含有分析調査費を増額するのか、あるいはじゃあアスベストがあったら、また後で対策工事はしますよというものなのか、この変更契約の中に対策工事まで入っているのかですね。これを見よったら、分析調査を追加するということば書いてありますので、その辺はどうなっておりますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回は分析調査を行いました。それで、実際アスベストが2カ所から検出されました。その場所は、主にボイラー室のダクトと煙突の部分でございます。当初ダクトとか煙突のそこは取り壊すようにしておりましたが、アスベストがあった場合、現場を囲い込んだりそういう仮設とかの物すごく準備がかかります、そして費用も物すごくかかりますので、今回はもうボイラーとか今使っておりませんので飛散ないように封じ込めをしております。今後その分を撤去する計画があった場合には相当の金がかかるとは思いますけど、今回はもう費用とか工期的にも無理ということで、飛散ないように封じ込めだけで終わっております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第51号 平成30年度太良町自然休養村管理センター耐震補強等工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第52号 平成30年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（平古場公子君）

18ページの道越漁港のしゅんせつのことについてお尋ねをいたします。

竹崎地区のしゅんせつだと思いますけど、この2万9,960平方メートルというのは湾内、港内全部のしゅんせつをされるのか、あるいは一部なのか教えてください。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

しゅんせつの度合いといいますか、どの部分をというふうなことかと思えますけれども、これについては竹崎港の全域というふうなことで予定をしているところでございます。

以上です。

○7番（平古場公子君）

この事業に当たってしゅんせつ土というんですかね、この捨て場がないと許可がおりないと思えますけど、その捨て場の確保はどこら辺に持っていかれるんでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

当然工事をすればその処分をする必要がございます。その処分の場所については、現在地域の番号といたしましては有明区1277号というエリアがございます。そのエリアというのは、竹崎港から約1,900メートル、約2キロ付近の現在竹崎カキを生産されているところの沖合になるかと思えます。その地域の一部に漁港造成を行うというふうなことで考えるところでございます。

以上でございます。

○7番（平古場公子君）

私が質問したときに31年度に竹崎地区をやりますということで、もう31年には済むということによろしいんですね。

そしたら次、道越漁港が問題なんですけど、これの予定というのはまだないんでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

道越漁港についてのしゅんせつでございますけれども、まだ確定ではございませんけれども、計画においては32年に持っていきたいというふうなことで現在調整をしておるところでございます。地元説明等々についても順調に進んでおりますので、できる限りその目標を持って進めていきたいというふうなことで、最大限努めていきたいと思えます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

しゅんせつの件についてお伺いたしますが、竹崎の分で2万9,960平米、これで大体総工費幾らぐらいの見積もりをされておるわけですかね。今回は委託料で185万円なんです、これで幾らぐらいの単価なのか、総額なのか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

まだ最終的な額は決定しておりませんが、概略ですけど9,000万円ほどの額になるかというふうなことで想定をしてるところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

9,000万円、これで漁師さんの負担額、これは何%になりますか。

それから、もう一つ言いますが、道越のほうの平米数はわかりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

負担額については地元説明会の折にも申し上げておりますけれども、事業費の4%というふうなことで条例等にも記載されておりますので、それで説明を行ってるところでございます。

それと、道越漁港についてのしゅんせつの面積というふうなことでございますけれども、手持ち資料がございませんので、今、正式な広さというのはお答えすることができません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

9,000万円の4%で320万円、この320万円の負担額はどのような負担を、個々にされるのか漁協がされるのか。

それとまた、きょう朝、知事選の候補者の出発の折に、知事も道越の竹崎のほうのしゅんせつもお願ひになられましたんで、ぜひ道越のほうを早目にやっていただくような計画を立てていただきたい。と申しますのは、今物すごく潮が引いたときに船が入ってこられんですよね。前に平古場議員さん言われたと思うんですが、急病人が出てきた場合等々、船が着かんのやったらどうしようもないような状況です、今。そういう面もありますので、その辺は早目に取り組んでいただくことを希望したいと思います、さっき言った個人負担等々は幾らぐらいになつとるのか、わかっておれば教えてください。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

負担金につきましては、地元のほうにも4%というふうなことでお話をしております。そ

れで、漁民の方々については御了承いただいている部分もございます。現にそのことについては、漁協を通じて最終的な負担を請求するというふうな形になっていくかと思えます。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

このしゅんせつする面積ですが、全部で2万9,960平米ですね。単純計算すると約170メートル真四角ぐらいで2万8,900平米になるわけですよ。竹崎漁港は、今全体という答えがありましたけど、170メートル角ぐらいな広さですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

実際、面積的には、これは設計をする段階で測量をしておりますので間違いないというふうに思えます。ただ、見た目と実際の間面積というのに若干の相違を感じられることもあろうかと思えますけれども、実際全体の面積でございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

見た目と違うとかもわからんですけど、どう見てもあそこ170メートル真四角ぐらいかというとは見えんやっただけです。とにかく何か入江の防波堤のあって、とにかく中は全部ということですよ。もう一回それじゃ私も確認します。

それと、さっき各漁師さんの負担額ですが、ちょっと聞いたところ6%という言葉をいただいた記憶のあつとですよ、我々の負担すつとは6%やもんね。これ4%で間違いないのか、何か課長のさっきの答弁で間違いないように聞こえましたが、本当でしょうね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

負担率に関しましては4%で間違いございません。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

ただ、この漁港ですけど、聞いた話でAランクといいますか、A漁港とかB漁港とかその漁港によってランクが違うということがありますか。それによっても負担額が変わってくるよということもありますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

漁港については、1種、2種というような分類はございますけれども、負担に関しましては一緒というふうなことで考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

17ページ、4目の地域特産品づくり推進費の今回提案されてる7月の豪雨被害に対する補助金ということで提案をされておりますけれども、これは補助率がどれくらいなのか。

それから、当然一般災害、激甚災害、こうやっっているんな災害の種類がありますけれども、その激甚災害には指定されたのかどうか。それによって負担割合というのも違いますが、その辺についてはどうですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今回の被災農業者向けの経営体育成支援事業の負担ということでございますけれども、これに関しましては撤去に関する部分、再建、修繕に関する部分というふうなことで分かれています。

それで、撤去に関する部分でございますけれども、これについては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうなことでなっております。

また、再建、修繕に関しましては、国が2分の1、町が10分の1というふうなことで補助となっております。

以上でございます。（「激甚地」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

激甚地で指定ば受けたかとか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

激甚の指定は受けているということで理解しております。

○10番（末次利男君）

今、負担割合は言われましたけれども、補助率というのはおのおの違うと思っておりますけれども、補助率はどのぐらいで、負担額が発生するわけですから、工事費に対してですね。この点どうなのか。

あわせて農地も出ておりますね、22ページ。これも一緒でありますけれども、結果的に農地が32カ所、それから施設については5カ所ということで、これは査定が通った箇所だというふうに思いますが、申請箇所が何件あって、査定に通らなかった部分があるのかなのか。

それと、査定の状況で、基本は現年度災だろうと思っておりますけれども、過年度についても、せっかくの激甚地ですので、査定の内容についてはどのようになったのか。その辺についてまずお尋ねいたします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

農地等の災害復旧事業につきましては、全体です、うちが大雨の後パトロールとかして、あと本人さんから連絡とかあったもので全部で75件把握をしております。そのうち、今回は37件ですので、38件は申請しておりませんが、内訳としては災害の場合は40万円以上という制限がありますので、それに該当しなかったものが12件。うちが確認して、災害があるということで75件とかしておりますけど、本人さんがもう災害の申請はしないよって言ったものが10件、あと耕作放棄地とかは今災害では申請できませんので、その分とかを合わせて16件ございます。

先ほど言われました過年度災害については、今現在は査定には出せませんので、申請はしておりません。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

この災害復旧、これは国から高率の補助をいただいでできるわけですので非常にありがたいもんですけれども、同じ災害に遭っても、例えば農地から宅地に災害に遭った場合は農地災でとれるわけですよ。宅地から農地にしてもとれないわけですよ。こういったさまざまないろんな同じ災害でも何でかなって。それは、もう要件があるということは確かにわかりますけれども。そういったことは防災上にも非常に大事なところなんですよ。国土保全という意味からも、それと特に棚田っていうところは自然のダム役割をするんだというふうなことも言われております。そういったとばどどん放置すれば、草だけ生えるのが荒廃じゃないわけですよ。そういったものも大事にしていかないと平野部の災害につながっていくというふうに言われておりますけれども、そういったところで町単あたりでも、先ほど言われたように40万円以下は査定にかかりませんよということも聞いております。町単でするにしても、補助率が低いから結局受益者負担が高いわけですよ。そういったことでなかなか放置されてるといふ箇所がもういっぱいあります。ここはもうちょっと同じ災害ですので、こら辺をもうちょっとしていただければ、復旧については町内の活性化にもつながるんだと、業者の育成にもつながるんだというふうな側面もあるわけですので、この辺についてはもうちょっと考える必要のあるんじゃないかなと思いますけれども、まさに私の見る限りでももう半分以下ですよ、もう放置されております。この辺を何とか急傾斜も町単でやると、もう国の補助率に準じてやるよという話もされておりますので、こういった面も同じ災害ですので、考えはないですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

農地の場合は先ほど言いましたように農地災害のほうでできます。そして、40万円以下でしたら町単で行います。それと、家とかでしたら急傾斜とかでできるところであれば災害

復旧工事とかありますので、それに該当するものであればそのほうでできるかなと思います、その現場によってですね。

あと、負担率についてでございますけど、去年までは農地については50%負担してくださいということでしたけど、いろいろ議会からも御指摘もありまして、町長とも協議しまして、この50%になったのが17年度の行政改革ですかね、そのときから上がっておりますので、それ以前の率にことしからは戻して、負担も少なくはなるようにはしております。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど担当課長から申請等々がございましたけど、75件で実は37件だと。我々が現場へ測量等々行ったら、ほとんど申請は100%とってたんですよ。今の職員さんたちは何か採択の基準が厳しいとか何とかとって、どんどんどんどん落とす状況ですからね。結局、ミカン畑樹園地の場合は、地すべりが滑ったところに植栽してそれでいいと。ただ、水路、道路、田んぼ、これはどうしても復旧せな一つの水田にならんわけですからね。だから、そこを何とかうちが救済せんことには、もう農地はどんどん荒れて、耕作放棄地ができるということで、前回皆さんたちもそんなことでお願いしたとおりに、同じ災害だから、査定に出して通らん云々は別として、災害とれんならば単独でやれと。負担金については災害査定で通った負担金、激甚ならもっともっと下げてですね。そういうなことでとりなさいという指示をやっておりますから、そういうふうな方向でやってもらっていると思っております。

急傾斜についても、結局これは県単にしる国の事業にしる、被災が5戸以上に地すべりは関係者がならぬ採択できんと。高さは5メートル以上なんですよ。どこでんとれんすもん。だから、もし災害復旧等で採択条件アウトで、もし想定外で大雨が降って、地すべりで一家埋没して死亡が出た場合はどうするかと。ある程度は行政の責任もありますから、そこら付近についても、負担金は当然お願いせないけんですけども、補助対象になった分だけはもらいなさいということで、現にいろんな形で区長さんたちからそういうふうな町の議会もおったばいというふうな情報で個人さんがもう申請なさって、もう1件発注をしております。1戸ですよ。だから、そういうふうな形でどどんうちがもうお手伝いせんことには、こういうふうな1次産業が低迷して所得も少ない中で、さあ50%、60%負担金で当然できんすもん。だから、そういうふうなことでやっておるところでございます。

それと、さっきの質問の17ページの特産地づくりの推進事業、これは牛舎の被災ですよ、農地じゃない。だから、そういうふうなことで10分の1負担金云々というとは農地と別ですね。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

今、町長が説明をされたわけですがけれども、この査定に通らない、いわゆる査定40万円以下ですね。これについては町単ということで、強制じゃないけれども出すぎ出してよかばいと、しかし負担はこのぐらいかかるよということでやっていらっしゃるわけですがけれども、今の状況を見とると前年からするとことしは若干下がるとるように、負担金がですね、なるとるようですがけれども、この負担金はもう少し町としても研究をして、少なくとも3分の1ぐらいの工事負担金になさんと、これは大変じゃないかなと思います。そこはどうでしょうか、建設課長。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

3分の1負担金のは町の農地の災害で普通の土地改良事業でいいんですよ、災害でとらんで。（「いやいや、もっと下」と呼ぶ者あり）

だから、災害で採択で例えばもう普通は公共の場合は667ですけどね。普通の災害で激甚になれば、例えば2%の負担金になれば2%お願いすつということですよ。国の基準に合うた。

ああ、30%ですか。そういうことですから、もう査定に出した同じ負担金率で、国の採択でとれた負担金でやろうというふうなことですからね。

○11番（下平力人君）

そういう考えであれば特にいいわけですがけれども、規模が小さいのに負担を大きい査定に通った金額と一緒にちょっと不都合があるんじゃないかなろうかというふうな思いがしたものですから言ったわけですよ。

○町長（岩島正昭君）

もう一つ、これは参考のためというな申しわけないですけども、国の採択基準で災害の査定官とおした場合は基準に乗った構造にせないかんと。実際そがんと大きくなくていいんですよ。だから、単独ならばごく安価の安い工事費でできると。結局、構造関係、設計図面関係がですね。だから、そこら辺の利点もあります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですがけれども、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

21ページを見てもみますと、備品購入ということで小学校管理用備品1,170万円、これは温水プールの2レーン分についてのかさ上げ分だというふうになっておりますが、これ実際わかりやすく説明していただきたい。その2レーン分にどういった形にこれになるのか。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

今6レーンあるうちの2レーンについてかさ上げをする予定としております。そして、現在あります、かさ上げしてありますプールフロアが1コースの半分ぐらいあります。それを活用して、残り2レーン分ですね、通常2コースとか言いますが、その部分に追加して、25メートルの2レーン分をかさ上げする予定としております。（「何でもかさ上げする、板でや」と呼ぶ者あり）

かさ上げフロアを購入いたします。

○6番（所賀 廣君）

1,000万円もすつとですね。

温水プールは指定管理で見られるわけですが、維持管理は指定管理者のほうでなさつとつとですよ。これは、小学校の備品ということで購入した暁に、後々のこの2レーン分は小学校で維持管理をしていくということですか。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

この備品につきましては、現在多良小学校が使っておりましたプールの代替えということで温水プールを使って計画しておりますので、多良小学校備品として購入をして、温水プールに設置をしていきます。そして、小学校で使ってないときはそのまま温水プールに残して、そのまま使っていきたいと考えております。

以上です。（「管理はって聞きよつとですよ」と呼ぶ者あり）

管理につきましては、今後検討していきたいと考えております。

○6番（所賀 廣君）

今後というより、あそこ全体的に温水プールというのは指定管理で見よつとですよ。何かあった場合、ボイラーが故障したとかいろんな問題等々を見ようわけですので、これはもう明らかに社会教育課じゃないですかね。そこで管理をしていただかんと、幾らお金の出しどころが小学校備品費とはいえ、そっちのほうがより自然だと思いますけど、どうですか。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

今後そのような方向で検討したいと思います。

○1番（待永るい子君）

それでは、同じくプールの件についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの課長の答弁をお伺いしましたら、学校の授業以外のときは一般の方がそのかさ上げした部分も使っていいっていうことで了解していいんでしょうか。

○学校教育課長（安西 勉君）

はい、そのとおりでございます。

○1番（待永るい子君）

では、温水プールまでの距離ですね。子供たちが水泳の授業のときに行くときには、子供たちの送迎ということで町のマイクロが主になるのではないかと思いますけれども、100%利用できるのかどうか、100%利用できるように考えていかななくてはいけないと思いますけれども、これについてどうでしょうか。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

多良小学校からプールまでの距離は約1キロぐらいでございます。そして、現在その移動までを町のマイクロバスを使用したいと考えております。今年度6月から7月の間でマイクロバスがほかの行事に使われておりましたものは7日間ございます。そういう状況になった場合については、祐徳バス等を借り上げて、小学校に不便のないようにしたいと考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

その7日間の内容をお伺いしたかったんですけど、その内容と、例えば議員が海開きとか山開きとか行くときに使うために使えないとかだったら発想の転換をしていただいて、子供たちのほうを優先して使ってもらって、議員は自分の車で行くなり、あるいは役場の公用車に何人ずつか振り分けて乗っていくとか、そういうことをとっていただいたら、わざわざ借りるという、そういう出費がなくていいんじゃないかと思います。というのは、マイクロバスは議員が乗っていくときに満席になったことがないんですね。だから、何かどこかに行くときに、例えば役場の管理職の方たちと一緒に行くときも別々っていう感じで、常にもったいないなあと思って考えておりますので、今後はそういうところも考えていただいて、出費を抑えるという意味でもうちょっと検討をしていただいたらどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

今年度の7回の内容でございますが、いふく保育園からB&G体育館まで幼児運動プログラムということで1回、それとふたばこども園のほうからB&G体育館まで同じ授業で1回、それと多良小学校の川原水源地見学ということで2往復とか、そして7月に入りまして海開

きと山開きのほうで各1回ずつ、それと大浦中学校の総合体験学習のほうで観光協会、わさび苑などに使われております。そしてもう一点は、佐賀県老人クラブリーダー研修会で佐賀市のほうに使っております。

以上7件でございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

私も同じく、その学校管理費についてお尋ねしたいというふうに思いますけれども、この件については先月の議員の全協の中で説明があった内容と一致してるのか。その中で、町のマイクロバスが行事で使えないときについては、社協のバスとバスの借り上げということでやっていきたいというようなことで、バスの借り上げにつきましては6万4,800円ぐらいかかるというような説明があったかと思っておりますけれども、それを確認したいというふうに思います。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

全協で説明しました金額につきまして、まず1,170万円というふうに今回の補正では予算を上げております。説明のときは1,350万円で概算をしておりましたが、既存のプールフロアを使用するというので安くなっております。

それと、バスにつきましては、町のバスが使えないときは社協のバスもお願いしてというふうに考えておりますとお伝えしておりますが、そこもしそういうのが使えない場合につきまして祐徳バス1日6万4,800円ということでお話をしたところは変わっておりません。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

それでは、この1,170万円の中でこのバスの借り上げに見込まれている金額は何日でどれくらいになってるかお尋ねします。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

この分につきましては備品の購入でございます。プールの使用につきましては、新年度になりますので、新年度予算のほうで計上を考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

新年度予算のところ6月から7月のところが大体7件ぐらいあるということよろしいんですかね。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

今年度のマイクロバスの利用状況が7日でございましたので、ほぼそれと同じくらいを予算化をしたいかなと思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

バスの借り上げにつきましては、全協の説明の中でも高いんじゃないかという指摘があったかというふうに思います。6万4,800円ですので、10日借りれば64万8,000円ということになりまして、一般的に何人ぐらい対応されるのかわからんですけども、一般的なレンタカーあたりを借りて対応というのはできないのかどうかお尋ねします。

○学校教育課長（安西 勉君）

お答えいたします。

小学校1クラス35人、多いところですね、となりますので、マイクロバスであればマイクロバスが二十五、六名、2回往復が必要になってきます。小さなバスであれば何回でも往復をしなければいけないので、授業についてできない状況になってくるかと思っております、ある程度の児童を乗せられるバスが必要になってくるかと思っております。そういう考えで、バス等の借り上げ等を考えておるところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

経費につきましては単年度じゃなくてずっとこれからも続くわけですから、全協の中でも話がありましたように、例えば年間64万8,000円、10年かかれば648万円ぐらいかかるわけですから、それについては学校教育課としても十分検討をした上で判断をしていただきたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

全協でどのような説明をしたか私は上京中やっと思っておりますからわかりませんが、町のマイクロバスを優先的に使って、大体1年間の授業は何曜日の何時で決まっとっでしょう。だから、それを優先に使って、あとはずっとずらす方法もいろいろあると思うんですよ、ぜんぜんか祐徳バスを貸し切らんでね。だから、そこら辺も祐徳バスを貸し切って云々じゃなくして。そして、人員があと10人足らんなら10人乗りのマイクロバスも公民館にありますから、そこで乗り合わせて、ここに連れてくる時間とか幾らかありますから、そこら辺も調整して、祐徳バスを借りらんでも、何のためにしたか、金をかくったためにしとらんけんですね、できるだけ支出を抑えるようにそこんたい研究させないかんと思えますよ。

○5番（江口孝二君）

22ページの災害復旧事業で末次議員の質問に対するお答えばもろうたんですけど、当初75カ所です37カ所ですかね。そして、残りの分の中の10件は40万円以下だったと。それと、16件は休耕地ですかね、そういうところで外されておりますという答弁だったと思えますけ

ど、一番必要なのはですね、これ外された40万円以下とかそこら辺にどのような手を差し伸べるかが一番大事だと思うんですよ。それで、今回かかりませんからあと1年、2年後という話になれば、もう地権者はやる気がなくなると思うわけですよ。その分について順番待ちとか何とかじゃなくて、緊急を要するところ等は、地区に1カ所とかこの地区は1カ所しかできませんとかそういう判断じゃなくて、やっぱり地権者の身になって、被災者の身になって対応をしてもらいたかと思いますが、建設課長、どがん思われますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

災害で通らなかったところとかの対応ということですが、今回被害小が、40万円以下の分が12件ありました。それについては、本人さんにはこういう町単での事業もありますよということでは言うとりますけど、それからは今のところはまだ申請もあっておりません。申請があれば、うちのほうも予算はありますので対応はできるかと思えます。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

済みません、私が言うとは、形どおりのことはわかっています。そこは知恵を出し合って、こういう方法もありますからというだけじゃ、地権者の方、被災者の方は具体的にはわからんと思いますから、いろんな方法を実際とられてる例もあると思いますので、その担当者が、いや、この地区はもう1カ所だから次はあと2年後してくださいとか、そういうことを言われたらもう全くつくる気がなくて、また高齢者になっておられますので、もうやめたという声を多々聞きますので、そこら辺についてもう少し考えてほしいと思えますけど、そういう声は届いてないですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

地区で1カ所しかできないとか何か以前あったというお話ですけど、私のほうではそういう話は聞いておりませんし、農災は申請をしてもらえればなるべくできるようにはしたいと思っておりまして、もし申請しようと思ってる方がいらっしゃいましたら、うちのほうに言ってもらえれば、予算はありますけど、できるだけのことはしたいと思ってますけど。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

今、災害復旧のところで言いましたけど、ほかにも水路とか何とかもあって、いろんな方面で各個人さんは相談するところがないと、役場に行っても突っぱねられる、突っぱねられるという言い方は対応してもらえないと、親身にですね。そこら辺の配慮は欲しいということです。町長、そこら辺はどのように考えられますか。

○町長（岩島正昭君）

だから、そこら付近の救済のために単独でやりましょうということですからね。例えば40万円じゃなくして10万円でもよかったですよ、災害であればね。その救済もしなさいということですから、水路、道路、水田いろいろあると思いますから、特にもう道路とか水路については普通の農地よりかは負担金が安いもんですから、なるべくそれを利用していただいて、ここで議会で私は答弁して、皆さんたちにこうこうこうと、さっきの下平さんの解釈の相違もありますけど、職員が徹底しとらんごたつですもんね、まず。だから、そこら辺をもうちよつと課長会議等々で徹底するように、そういうふうな皆さんの苦情がないように徹底させたいと思います。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

13ページ、移住定住促進事業補助の件についてお伺いいたしますが、家屋の改修等に対する補助というふうな御説明がありましたんですが、どのような補助内容なのか。これが、当初の予算は300万円やったのが今度は560万円で倍以上になっておりますが、その辺の内容説明をお伺いします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

移住定住促進事業の補助金につきましては、当初予算で300万円を見込んでおりました。300万円の内訳は、所有者等の改修を50万円を2件分で100万円、それと利用者が改修をされる場合、これを200万円分が1件で300万円の予算を組んでおったところでございます。

今のところその全額が既にもう予算が消化されておまして、今後の所要見込みとしては確実に年度内で行われるものがあと4件ございます。さらに、もう一件分は前広にとるということで、おおむね残り利用者改修が2件分の200万円で合わせて400万円、それと家財処分が1件で10万円、所有者改修が1件で50万円、それと今後の見込みのために所有者改修をあと2件分見込みまして50万円を2件で100万円、合わせて560万円というような計算で補正を出させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

いろいろ今、所有者何とか解体等と、これは上限は1戸当たり幾らなのか、今数字が書けなかったんですが。地域別にどのあたりの方がそういうふうになされてるのか。今後のまた見通しはどうか。それと、こういうのを仕事をされて、改修されて、今空き家バンク等々がどれくらいあって、入居者あたりがどれくらいあるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この移住定住促進事業の補助金につきましては、上限額はその補助の内容によって異なっ

ております。

まず、仲介手数料というのがありまして、それが上限が5万円でございます。それと、家財の処分等の補助、これが10万円が上限でございます。それと、所有者等が改修補助を行う場合は、上限は50万円でございます。それと、利用者が改修をされる場合は上限が200万円、それと空き家の解体補助が75万円が上限というような形で補助要綱で定めておるものでございます。

あと、今後の見通しにつきましては、空き家は人口減少に伴ってどんどんふえています。太良町内はこれから先、日本全国の傾向でございますけれども、住民が点在していくことになると思いますので、どうしても空き家がふえてくるのではないかと考えております。そういった中で、人口減少をなるべくとめていきたいというところから考えますと、世帯分離だけは太良町も活発に、親御さんから離れて、新しい世帯を築いていきたいという御意向がありますので、そういった方々が町外に出ないでいいように町内で住まれるような機会をなるべくつくってきたいというふうに考えておりますので、今後の見通しといたしましても、この移住・定住対策というのは十分にやっていかななくてはならない政策分野ではないかというふうに考えております。

ただし、非常に不動産にかかわってきますので、マッチングまでは太良町がやりますが、その後の財産の借用とか売買でのトラブルというのはないとは言えません。実際、町が関与しているからしっかりしてる人が借りにきたものだと思ったけど、全然お金払ってくれないよというふうなこととかもありますんで、そういったところになりますと民事のことになりますので非常に難しい問題でございます。ですので、今後のやり方といたしましては、担当といたしましてはこの事業自体を継続はしていくつもりはございますけれども、非常に技術的な面で難しいところがございますので、既存の不動産の民間事業者の力をかりるなどの考え方も今視野に入れて検討をしてるところでございます。

申しわけございません。それと、地域別の実績につきましては、地域別には、申しわけございません、今のところ手元に資料を持っておりません。成約の件数だけを申し上げさせていただきますと、平成24年度から実施をいたしましたこの制度ですが、24、25、26につきましては実績は上がってまいりませんでした、27年度では3件、28年度では4件、29年度では3件、30年度で今のところ4件の実績が行われているところでございます。平成30年の現在での登録件数ですが、全部で14件でございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

成約はだんだん成功率がふえてるということなんですが、私さっき聞いたのは、入居者がどれくらいおられるのか、それと入居者がどの辺からおいでなのか。テレビなんかを見よったら、あっちこっちから仕事見つけて、農家あたりでおいでになったというような報道もな

さっております。うちにもそういう例があるのかですね。今後またそういう取り組みをされるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました成約の件数ですね、その件数につきましては補足をいたしておりますが、その件数で1件当たり何人の方が入居されたかということは正確に把握できていないというのが現状でございます。お尋ねの件につきましては、今後のこともありますので、これから先きちんと何人入ってきたのかということも精査をしながら集計をしていきたいと思っております。それと、地域でどこから来たのかということもあわせて集計していきたいと思えます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

休憩前に引き続き竹崎地区のしゅんせつの件でお伺いしたいんですけど、今回は設計委託ということなんですけど、きょうも弥永委員長の話の中で一日も早い予算をつけていただいてということで、きょうも町長もそういうふうな応援演説をされたんですけど、実施するに当たって、なるべく漁民さんが一日も早いしゅんせつをしてもらいたいということなんですけど、担当課としてはいつごろを予定しています。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今現在、担当課としてはできるだけ早い段階の工事、入札に向けてしていかなければいけないというふうなことで思っております。時期的には工事の終了が9月末までということとで予定をしております。これは、ノリの収穫前には工事を終わるということを考慮して考えておりますし、逆算してみれば最低でも5月ぐらいをめどに入札を持っていけたらなというところで今のところは考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

実は、竹崎地区ももちろんなんですけど、先ほど平古場議員さんも言っちゃったごと、道越のほうは竹崎から比べてかなりしゅんせつ土がいっぱいたまってる、浅いといいますか。そのため、ことしを契機に来年度道越地区といいますか、道越のほうにしゅんせつをされるときに、一日も早い工事に取りかかってもらいたい。そのためにも、ことしも含めて一日も早い工事ができるように努力をしてもらいたいんですけど、いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

まずは、31年度の竹崎漁港のしゅんせつというのを的確にできるようにしていくというこ

とで、その次年度、32年度においては道越漁港のほうもできるように努めていくというなことを考えております。31年度にできるだけ早い段階での工事ができるのであれば、それを参考にして次の道越漁港にも反映させていければなというふうなことで思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 平成30年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第53号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第53号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第53号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第54号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第7．議案第55号 平成30年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 平成30年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第8. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしております別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議会運営委員の欠員補充の選任について

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議会運営委員の欠員補充の選任についてを議題といたします。

本件は、田川浩議員の辞職に伴い、議会運営委員会において定数の欠員が生じたことから、委員会条例第6条第4項の規定により、平古場公子君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、平古場公子君を議会運営委員会委員に補充選任することに決定いたしました。

追加日程第2 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案の上程。町長提案の議案第56号から議案第57号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

それでは、議案第56号は、監査委員の選任についてでございます。

本案は、議員選任監査委員でありました田川浩氏の議員辞職に伴いまして、後任として平古場公子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、太良町大字大浦丙606番地1、生年月日は昭和21年11月14日でございます。

次に、議案第57号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現委員の岩永由香里氏が平成30年12月21日をもって任期満了となりますので、その後任として中尾浩栄氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、太良町大字伊福甲2168番地10、生年月日は平成37年11月8日であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 議案第56号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 議案第56号 監査委員の選任についてを議題といたします。

平古場公子君は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場してください。

〔平古場公子議員退場〕

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第56号 監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

平古場公子議員を入場させてください。

〔平古場公子議員入場〕

追加日程第4 議案第57号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 議案第57号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

先ほどの町長の説明の中で平成37年生まれというふうに私聞こえたわけですが、まだ到来しておりませんが、確かに昭和と書いてありますが。

○町長（岩島正昭君）

済みません、若く言っておりました。昭和37年に訂正させていただきます。済みません。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第57号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任され

たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は、12月7日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急案件のない限り、平成30年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、町長並び町執行部の皆様には厳しい自治体運営を強いられる中、英知を結集し、また地域住民の皆さんの声に耳を傾けながら町民の福祉の向上と生活の安定のために業務に精励されていることに対し、改めて感謝を申し上げます。

特に、岩島町長におかれましては、これまで3期12年間にわたり、町政のかじ取り役として昼夜を問わず東奔西走していただき、町民福祉の増進と地域住民の生活の安定及び向上のために御尽力いただき、まことにありがとうございます。岩島町政にとりましても、今議会が納めの議会になるかと思いますが、改めましてこれまで12年間の御尽力に対しまして、議会を代表し、心から感謝を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、町民の代表として終始極めて熱心に愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

ことし一年を振り返ってみますと、6月には大阪府高槻市付近を震源とする大阪北部地震により、登校途中の女子児童がブロック塀の下敷きとなり死亡するという痛ましい事故が発生し、とうとい命が奪われました。この事故を受け、本町においても通学路の一斉点検が行われ、補正予算により早急な対応が図られたところであります。

7月の西日本豪雨では、佐賀県を初め11府県に大雨特別警報が発令され、西日本各地で200名を超える方が犠牲になられるなど、改めて自然災害の恐ろしさを思い知らされました。その一方で、埼玉県熊谷市では41.1度の国内最高気温を記録するなど、日本各地で酷暑が続いた年でもありました。また、9月に発生した台風21号では、近畿地方を中心に電気、ガス、水道等のライフラインが停止し、住民生活に大きな混乱と影響を及ぼすなど、台風災害に悩

まされた年でもありました。

このように地震や豪雨、台風などによる自然の猛威に直面し、日ごろからの災害に対する備えや防災意識の重要性を改めて認識させられた1年でもありました。

来る2019年は、天皇陛下の退位、皇太子殿下の即位及び元号の改元、またこれまで2度にわたって見送られてきた消費税率10%への引き上げなど、歴史の節目となることを予感させる年でもあります。どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈りを申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして平成30年第7回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午前11時44分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則